

平成19年6月21日

千葉県議会議長 田久保 尚俊 様

千葉県議会あり方検討委員会
委員長 田 中 宗 隆

費用弁償について（答申）

平成19年6月19日付け千議第103号で諮問のありました標記の事項について、別添のとおり答申いたします。

別添

議員に係る特別な費用弁償の改正について

県議会議員が県議会の会期中県議会に出席した場合は、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「条例」という。）」第7条第2項に基づき議員が県議会に出席した日数に応じた額が支給されているところですが、本件の見直しについて検討した結果は下記のとおりです。

記

1 議員が県議会に出席した場合の費用弁償は実費を弁償する制度に改正することとし、条例第7条第2項に規定する額については廃止することが適当と思料する。

2 実費弁償する項目

①「鉄道賃」

旅客運賃及び自由席特急料金（利用区間片道 50 キロ以上）

②「車賃（バス・モノレール、自家用車）」

バス・モノレールにあつては運賃、自家用車にあつては 1 キロメートルにつき 30 円を乗じて得た額及び有料道路等の料金とする。

③「宿泊料」

会議が深夜に及ぶ場合や災害等の理由により帰宅が困難な遠距離居住議員で、議長が認めた場合に限る。（条例第6条に規定する宿泊料（1万4千8百円）を上限とする実費額を支給する。ただし、領収書を添付する。）

3 支給の対象日

県議会の本会議、会期中の法定委員会及び議長が認める会議並びに議会の閉会中の法定委員会に出席した場合とする。